

## 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策（事業者向け）

名称	対象	説明	問合せ先
雇用調整助成金	従業員の雇用の維持を図りたい方に	<p>事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置により、助成率及び上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当などのうち最大10/10が助成されます。</p> <p>※この特例措置は令和2年4月1日から令和3年11月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間が対象です。</p>	<p>・雇用調整助成金コールセンター（厚生労働省） TEL:0120-60-3999</p> <p>・静岡労働局職業対策課 TEL:054-653-6116</p> <p>（1）浜松（浜松市のうち中区・東区・西区・南区） TEL:053-457-5161</p> <p>（2）細江（浜松市のうち北区） TEL:053-522-0165</p> <p>（3）浜北（浜松市のうち浜北区・天竜区） TEL:053-584-2233</p>
小学校休業等対応助成金（両立支援等助成金）	子どもの世話で従業員に特別有給休暇を取得させた方に	<p>臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主は助成の対象となります。</p> <p>【主な支給要件】</p> <p>①次のどちらも実施されていること。</p> <p>（イ）小学校等が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇を取得できる制度の規定化。</p> <p>（ロ）小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知。</p> <p>・テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックスタイムの制度、始業又は終業の時刻の繰り上げ又は繰り下る制度（時差出勤の制度）、ベビーシッター費用補助制度、等</p> <p>②労働者一人につき、①の（イ）に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと。</p> <p>【申請期間】</p> <p>・令和3年7月1日～令和3年11月30日（特別有給休暇を取得した日が令和3年7月1日～令和3年9月30日）</p> <p>【助成額】</p> <p>1人あたり5万円（1事業主につき10人まで（上限50万円））</p>	<p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター</p> <p>TEL：0120-60-3999</p>
業務改善助成金	中小企業を営む方に	<p>業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。</p>	<p>業務改善助成金コールセンター（厚生労働省） TEL:03-6388-6155</p>
はままつ安全・安心な飲食店認証制度	飲食業を営む方へ	<p>浜松市が定めた感染症予防に係る基準を遵守している飲食店に対し、現地確認のうえ「はままつ安全・安心な飲食店認証店舗」として認証を行います。認証時にはステッカーをお渡ししますので、店舗の入り口等に掲示することができます。</p>	<p>はままつ安全・安心な飲食店認証制度事務局 TEL：053-458-2005</p>
浜松市新型コロナウイルス感染症対策支援補助金	感染症対策に資する事業を実施した中小企業等を営む方へ	<p>昨年本市で実施した「浜松市3密対策事業者支援事業費補助金」の第二弾として、継続的な感染対策に資する事業を実施した幅広い業種を営む中小企業者等（飲食店及び宿泊業者を除く）を対象に、下記のとおり感染拡大防止に係る支援事業を実施します。</p> <p>支援メニュー パーテーションの設置、換気扇の増設、喚起窓の増設等</p> <p>補助率 補助対象経費の1/2（上限300千円）</p> <p>補助対象期間 令和3年1月1日～令和3年11月30日</p> <p>申請受付期間 令和3年10月7日～令和3年12月24日</p>	<p>浜松市新型コロナウイルス感染症対策支援補助金事務局 TEL:053-488-5529</p>
ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度	飲食店を営む方に	<p>県内において飲食業を営む事業者が実施する新型コロナウイルス感染症予防対策について、県が実施状況を確認の上、認証することにより、県民及び県外の人々に安心と信頼を提供することを目的としたものです。</p> <p>【対象となる施設】</p> <p>飲食業（食品衛生法第52条第1項の許可を受けた者）が営む、日本標準産業分類「中分類76-飲食店」に分類される、専ら集客を目的とする県内の事業用施設で、以下の施設を除きます。</p> <p>・暴力団であるもの又は役員に暴力団員がいるものが営む施設</p> <p>・店舗内で飲食することを主たる目的としない飲食店（テイクアウト・デリバリー型の店舗、キッチンカー、露店等）</p> <p>・食品衛生法施行令第35条第3号から第34号に規定する営業を行う施設</p> <p>【申請手続き】</p> <p>電子申請又は書面申請（郵送）</p>	<p>ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局 TEL:0570-020-112</p>

<p><b>ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業費補助金</b></p>	<p>「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」の認証を取得した施設又は認証される見込みのある施設を営む事業者の方に</p>	<p>本補助金は、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」（以下「認証制度」という。）を促進し、飲食店における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を強化することを目的として、ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する補助制度です。  <b>補助対象者</b>  「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」の認証を取得した施設又は認証される見込みのある施設（以下「認証施設等」という。）を営む事業者  <b>【補助対象経費】</b>  次の1及び2のいずれにも該当する経費  1 認証施設等の感染防止対策のために要した経費であって、次の（1）から（3）までのうち、知事が認めるもの  （1） 設備の購入費用、修繕費用  （2） リース料金（前払い分を除く）  （3） 消耗品の購入費用  2 令和2年1月6日（月）から、交付申請の日と令和3年12月31日（金）とのいずれか早い日までの日付で支払いを行ったもの</p>	<p>ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局（静岡県）  TEL：0570-020-112</p>
<p><b>ふじのくに安心・安全認証（宿泊施設）制度</b></p>	<p>宿泊施設を営む方に</p>	<p>この制度は、静岡県内の宿泊施設が実施する新型コロナウイルス感染症対策について、県がその安全性を認証する制度を設けることにより、県民及び県外の人々に安心と信頼を提供することを目的としたものです。  <b>【対象となる施設】</b>  宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可（同法第2条第1項の下宿営業に係るものを除く。）を受けた者をいう。以下同じ。）が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。  ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る施設  ・暴力団員である者又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいる事業者が営む施設  ・前二号に掲げるもののほか、知事が特に除外すべきものと認める施設</p>	<p>ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度事務局（静岡県）  TEL：050-5371-0332</p>
<p><b>新しい生活様式支援天電材活用事業</b></p>	<p>天電材を活用した木製什器の導入・リノベーションをご検討される方に</p>	<p>在宅勤務の推進、店舗等の3密対策等の感染対策を目的とし、FSC認証材の天電材を活用した木製什器の導入・リノベーションに対する助成事業です。  <b>【申請受付期間】</b>  令和3年9月14日（火曜日）～令和4年2月28日（月曜日）（令和4年2月28日（月曜日）までに導入したものが対象です。）  申請の受付は、提出先まで郵送または持参とする。予算の範囲内において先着順（林業振興課必着）で、予算が無くなり次第終了です。  <b>【事業実施期間】</b>  令和3年9月1日（水曜日）～令和4年2月28日（月曜日）</p>	<p>浜松市産業部林業振興課  TEL：053-457-2159</p>
<p><b>福祉貸付事業・医療貸付事業</b></p>	<p>福祉関係施設・医療関係施設等の事業者の方に</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対して、無担保・無利子で新型コロナウイルス対応支援資金の融資を行います。</p>	<p>独立行政法人 福祉医療機構  （1）福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル  TEL：0120-343-862  （2）医療貸付専用ご相談フリーダイヤル  TEL：0120-343-863</p>
<p><b>中小企業生産性革命推進事業</b></p>	<p>生産性向上や制度変更をしたい方に</p>	<p>生産性向上や制度変更への対応に取り組む中小企業者が利用できる補助金で、以下の3つがあります。  《ものづくり補助金》中小企業などが行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資などを支援します。  《小規模事業者持続化補助金》小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組などを支援します。  《IT導入補助金》中小企業などが行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得などの付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。</p>	<p>生産性革命推進事業に係るお問い合わせコールセンター  TEL：03-6837-5929</p>
<p><b>「手持ちハンドマスク」の配布</b></p>	<p>飲食業を営む方へ</p>	<p>パーティーの設置が難しい飲食店の皆様に、使い捨て飛沫防止マスクを配布します。  <b>【配布対象】</b>  焼肉店、鉄板焼店、お好み焼き店、しゃぶしゃぶ料理店など物理的にテーブルに飛沫防止対策としてのパーティーの設置ができない飲食店  <b>【申請方法】</b>  WEBフォーム（先着順）  <b>【配布方法】</b>  郵送  <b>【配布時期】</b>  令和3年4月中旬以降  <b>【配布枚数】</b>  ・16万枚（大サイズ8万枚、小サイズ8万枚）  ・各店舗800枚（大サイズ400枚、小サイズ400枚）  ※配布枚数には限りがありますのでご注意ください。</p>	<p>浜松市産業部観光・シティプロモーション課  TEL：053-457-2295</p>

飲食店テイクアウト等取組支援事業費補助金	テイクアウトやデリバリーに取り組み飲食店の方に	新型コロナウイルス対策として、テイクアウトやデリバリー事業を実施している飲食店がエコ容器等を購入した経費について補助します。(テイクアウトデリバリー専門店を除く)	飲食店テイクアウト等取組支援事業費補助金事務局 TEL：053-413-2611
新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金	中小企業等を経営する方に	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した中小企業等について、将来を見据えたデジタル化による「新しい生活様式」への対応や「業務改善」の取り組みに対し、「新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金」を交付します。</p> <p><b>【補助対象者】</b> 以下の全ての条件を満たしている場合に補助対象となります。</p> <p>(1) 浜松市内に主たる店舗・工場・事業所・事務所・支店を有する (2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、2021年8月もしくは9月の売上が、前年同月(2020年)又は前々年同月(2019年)と比較して30%以上減少している (3) 浜松市内において、新しい生活様式への対応や生産性の向上等を目的に、デジタル化に取り組んでいる又は取り組む予定がある (4) 市税を完納している (5) 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者 ※特別徴収を行う必要のない正当な理由がある者を除く (6) 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団員等と関わりがない者</p> <p><b>【補助金額(上限額)】</b> 中小法人等 20万円 個人事業主 10万円</p> <p><b>【申請期間】</b> ・すでにデジタル化に取り組んでいる場合(事後申請) 令和3年10月1日(金曜日)～令和4年1月31日(月曜日) ・これからデジタル化に取り組む場合(事前申請) 令和3年10月1日(金曜日)～令和3年11月30日(火曜日) ※その他詳細はホームページをご確認ください。</p>	浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金事務局 TEL：053-488-4222
事業再構築補助金	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための事業再構築を検討している事業者の方へ	<p><b>《事業再構築補助金》</b> ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p>	事業再構築補助金事務局コールセンター TEL：0570-012-088
月次支援金	緊急事態措置・まん延防止等重点措置実施都道府県のお客様に商品・サービスを提供する事業者	<p><b>【給付対象】</b> ①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。 ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。 ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。</p> <p><b>【給付額】</b> 中小法人等：上限20万円/月 個人事業者等：上限10万円/月</p> <p><b>【申請期間】</b> 7月分の月次支援金の申請期間は2021年8月1日～9月30日です。 8月分の月次支援金の申請期間は2021年9月1日～10月31日です。 9月分の月次支援金の申請期間は2021年10月1日～11月30日です。</p>	月次支援金相談窓口 TEL：0120-211-240 IP電話専用回線 TEL：03-6629-0479
ビジネスサポート資金	浜松市内で中小企業を営する方に	浜松市では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける市内中小企業の資金需要に対応するため、ビジネスサポート資金内に、「新型コロナウイルス感染症対応枠」を設置することとしました。感染症影響分については理由書(第6号様式)を添付していただき現状把握いたします。また、融資限度額及び保証枠は、既往融資分(ビジネスサポート資金)の残高と合わせてのものとなります。	浜松市産業部産業振興課 TEL：053-457-2281
日本政策金融公庫の融資	資金繰りのため融資を受けたい方に	一時的に業況悪化をきしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります	日本政策金融公庫 TEL：0120-154-505
商工中金の融資	資金繰りのため融資を受けたい方に	資金繰りに支障をきたしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金 TEL：0120-542-711
法人市民税、事業所税、市たばこ税・入湯税・鉦産税の申告・納付期限の個別延長	税金の申告・納付が困難な方に	本来の期限までに申告することが困難な場合、税の申告・納付期限の延長が認められる場合があります。	浜松市財務部市民税課 TEL：053-457-2152(法人市民税、事業所税) TEL：053-457-2144(市たばこ税、入湯税、鉦産税)
(公財)産業雇用安定センターによる雇用シェアの活用支援	人手不足、雇用過剰で困っている方に	新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア(在籍型出向)を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。	公益財団法人産業雇用安定センター浜松駐在事務所 TEL：053-458-3621

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対する県税における徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当に減少があった方	新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。	所管の県財務事務所
水道料金・下水道使用料の支払い猶予	公共料金の支払いが困難な方に	売上が大幅に減少するなどの事情により、一時的に支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	浜松市上下水道部お客さまサービス課 TEL:053-474-7814
国税の申告・納付期限の延長	税金の申告・納付が困難な方に	法人税や消費税などを期限内に申告することが困難な方は、申告・納付期限の延長が認められる場合があります。	各税務署
厚生年金保険料などの納付猶予	社会保険料の支払いが困難な方に	厚生年金保険料などの納付が困難な場合は、猶予を受けられることがあります。	各年金事務所
電気・ガス料金の支払い猶予	公共料金などの支払いが困難な方に	電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
通信料金の支払い猶予	公共料金などの支払いが困難な方に	通信料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者

※この他、静岡県でも支援策一覧表を掲載しております。詳細は、県のホームページをご覧ください。

◆相談先一覧	
中小企業者向け新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口のご案内	<p>浜松商工会議所 TEL:053-452-1115</p> <p>浜名商工会 TEL:053-592-3111</p> <p>浜北商工会 TEL:053-586-2171</p> <p>天竜商工会 TEL:053-925-5151</p> <p>奥浜名湖商工会 TEL:053-527-2600</p> <p>静岡県信用保証協会浜松支店 TEL:053-458-1212</p> <p>静岡県中小企業団体中央会西部事務所 TEL:053-453-2195</p> <p>株式会社日本政策金融公庫浜松支店 TEL:053-454-2342 (国民生活事業) / 053-453-1611 (中小企業事業)</p> <p>日本貿易振興機構浜松貿易情報センター (ジェトロ浜松) TEL:053-450-1021</p> <p>静岡県行政書士会 TEL:053-254-3003</p>
新型コロナウイルス感染症に関連した経営・技術・知財相談	<p>公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 TEL:053-489-8111</p>
まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言に伴う営業時間短縮、休業要請、協力金申請の相談	<p>静岡県休業・営業時間短縮要請コールセンター TEL:050-5211-6111</p>
緊急事態宣言等に伴う中小企業等応援金	<p>応援金コールセンター (静岡県) TEL:0120-880-380</p>

※10月25日時点の内容です。最新の情報や制度の詳細は各団体のウェブサイトか本表の問合せ先でご確認ください。